

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年6月25日

増毛町長 堀 雅 志

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

信砂地区、朱文別地区、湯ノ沢地区、別苧地区、暑寒沢地区

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年6月24日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】 地区名	法人	個人	集落営農 (任意組織)
信砂地区	0	24	0
朱文別地区	0	14	0
湯ノ沢地区	0	21	0
別苧地区	0	19	0
暑寒沢地区	0	35	0

### 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない。

### 5 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地集積や新規参入者へ集積するため、農地中間管理機構の活用は今後検討することとする。

### 6 地域農業の将来のあり方

農地の基盤整備の強化や6次産業化、低コスト化等の取り組みにより、中心経営体の経営安定を図るとともに、担い手の育成に努める。

# 2月9日の暑寒沢地区を皮切りに5集落で協議

